

(証券コード 1711)
平成30年9月11日

株 主 各 位

東京都港区芝大門2丁目2番11号
株式会社 省電舎ホールディングス
代表取締役社長 西 島 修

第33期定時株主総会継続会開催のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会の継続会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

また、ご出席の際は、お手数ながら同封の「第33期定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本継続会は、平成30年6月27日開催の第33期定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席頂きます株主さまは、第33期定時株主総会において議決権を行使できる株主さまと同一になりますことを申し添えます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年9月19日 水曜日 午前10時
(受付開始予定時刻：午前9時)
2. 場 所 東京都港区芝公園2丁目5番20号
メルパルク東京 4階 孔雀
3. 株主総会の目的事項
(報告事項) 第33期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告・計算書類および連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

以 上

事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（URL <http://www.shodensya.com/>）において掲載させていただきます。

連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（URL <http://www.shodensya.com/>）に掲載していますので、本継続会開催のご案内および添付書類には、記載していません。会計監査人、監査等委員会が監査した連結計算書類、計算書類は、本継続会開催のご案内および添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

過年度決算の訂正に関するご報告

当社では、外部からの指摘により、過去の決算について不適切な会計処理が行われた可能性があることを把握し、平成30年2月28日開催の取締役会において、社内調査委員会の設置を決議し、調査を行ってまいりました。その後4月27日に当該委員会より平成26年3月期及び平成28年3月期において不適切な会計処理が行われた可能性が高い旨の報告を受領しました。

そこで、当社ではより客観的・専門的な見地から徹底的に調査を継続する必要があると判断し、平成30年5月2日、外部の専門家のみで構成される第三者委員会の設置を決議いたしました。当該委員会の調査の結果、平成26年3月期から平成29年3月期の4会計年度にわたり、合計17件の不適切な会計処理が行われていたことが判明しました。

これら17件は、工事進行基準の不適切な運用による会計処理と、それに伴う原価付け替え及び進捗度の水増し、架空売上の計上などが主な原因となっているほか、原価の不当な低減活動による前渡金、未成工事支出金の不適切な資産計上、引当金計上時期の遅れなどとなっております。

平成30年7月11日に受領しました第三者委員会の調査報告書の内容を踏まえ、当社ではこれらの不適切な会計処理が影響した過年度の決算について、訂正することといたしました。また、第三者委員会の調査報告書において、「本件調査においても疑義が払拭できない案件が残っており、今後の当社による実態解明が期待されること、及びこれを通じて更に不適切と認識される案件が存在する可能性があることは付言しておく」と指摘されたことを受け、当社及び会計監査人では、追加の案件確認等を行い、新たな債務として2案件につき、その計上を行いました。

これらの訂正により、過年度に公表いたしました有価証券報告書、四半期報告書並びに決算短信及び四半期決算短信を訂正する必要が生じたので、平成30年8月10日、有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書を提出し、決算短信につきましても同日、訂正開示を行いました。

また、平成30年3月期連結会計年度に係る事業報告の内容、連結計算書類の内容、会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果並びに計算書類の内容のご報告につきましては平成30年6月27日開催の第33期定時株主総会において、継続会を開催したうえでご報告を行う旨を株主さまにご承認頂き、本定時株主総会継続会の開催ご通知をご案内させて頂いている次第であります。

当社は、今回の不適切な会計処理の問題を踏まえて、今後具体的な再発防止策の策定、実施及び内部管理体制の強化に努めてまいります。

株主さまをはじめ、多くの皆さまにご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以上

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益が高水準で維持する中で雇用・所得環境の改善や株高等を背景に緩やかな回復基調で推移したものの、海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響が懸念される等、先行きは不透明な状況が継続しております。

このような状況の中、当社グループは再生可能エネルギー事業を主たる事業として積極的に事業を推進いたしました。

省エネルギー関連事業、再生可能エネルギー事業ともに期末に見込んでおりました案件が期ずれする等の要因により期初計画を下回る結果となりました。

なお、平成30年5月2日付「不適切な会計処理に関する第三者委員会の設置及び、平成30年3月期決算短信開示延期に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、過年度の会計処理の一部につき、不適切な会計処理が行われた相当程度の可能性が認められる取引に係る事象（以下「当該取引等」）が存在することが判明いたしました。このため、過年度決算を訂正するための費用及び課徴金が発生することが見込まれるため、過年度決算訂正費用として110百万円、課徴金として150百万円を引当金として特別損失計上しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高1,789百万円（前年同期比640百万円減、26.4%減）、営業損失284百万円（前年同期比248百万円減、前年同期 営業損失36百万円）、経常損失292百万円（前年同期比260百万円減、前年同期 経常損失31百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失582百万円（前年同期比652百万円減、前年同期 親会社株主に帰属する当期純利益70百万円）となりました。

セグメントの業績については、次の通りであります。

① 省エネルギー関連事業

省エネルギー関連事業につきましては、株式会社エールの子会社である株式会社エールケンフォーとともに、積極的に事業を推進いたしました。しかしながら、前年に比べ売上が増加したものの大型案件が少なく、計画していた案件の中で成約に至らなかったものもあり、売上・利益ともに計画未達の結果となりました。以上の結果、売上高544百万円（前年同期比242百万円増 80.2%増）、セグメント損失（営業損失）は215百万円（前年同期 営業損失33百万円）となりました。

② 再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業につきましても、株式会社エールの子会社である株式会社エールケンフォートとともに、積極的に事業を推進いたしました。しかしながら、期末に計上予定でありました工事案件に期ずれが発生したこと等により、売上・利益ともに計画未達の結果となりました。以上の結果、売上高1,245百万円（前年同期比882百万円減 41.5%減）、セグメント損失（営業損失）227百万円（前年同期 営業損失1百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、30百万円の設備投資を実施いたしました。

その主な内容は以下のとおりであります。

機械および装置	27百万円
工具器具および備品	2百万円

(3) 資金調達の状況

当社は、平成28年10月6日開催の取締役会において以下の通り、第三者割当により発行される新株式及び第6回新株予約権の募集を行う事を決議し、平成29年3月31日までに新株予約権5,000個が行使され、248,700千円の資金を調達し、平成30年3月31日までに新株予約権500個が行使され、24,870千円の資金を調達しております。

（新株予約権に係る募集の概要）

①	割当日	平成28年10月24日
②	新株予約権の総数	6,000個
③	発行価額	840,000円（1個当たり発行価格140円）
④	当該発行による潜在株式数	600,000株（本新株予約権1個について100株）
⑤	資金調達の額	298,440,000円（差引手取概算額290,440,000円） （内訳）新株予約権発行額 840,000円 新株予約権行使額 297,600,000円
⑥	行使価額	1株当たり496円
⑦	募集又は割当て方法（割当予定先）	第三者割当の方法による割当予定先 中村健治氏 2,000個（200,000株） 西島 修氏 4,000個（400,000株）
⑧	その他	1. 本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個当たり140円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予

		<p>約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p> <p>2. 当社は、平成29年10月24日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり140円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知または公告を行うことができない。</p> <p>3. 上記の各号においては、第三者割り当てによる新株式発行に関する金融商品取引法に基づく効力の発生を条件とする。</p>
--	--	--

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲り受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

平成23年3月の東日本大震災に端を発した電力需給の逼迫並びに電力価格の高騰により、我が国における電力に対する認識が大きく変化いたしました。電力に対する意識変化や再生可能エネルギーの活用が活発になる中、再生可能エネルギー分野においては平成24年7月に開始された固定価格買取制度により、近年の太陽光発電設備の急増に見られるように急激な拡大を続けており、今後、太陽光だけでなくバイオマスや風力等、他の再生可能エネルギー源においてもこの市場拡大は続くものと想定されております。

こうした環境の中で、急拡大する再生可能エネルギー市場に対応するため、増加する案件に効率的に対応すべく戦略的事業パートナーの強化並びに新たなパートナー企業との連携を図るとともに、人材確保と人材育成が当社の事業を拡大する上で、重要な課題であると考えております。

(8) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 30 期 平成27年3月期	第 31 期 平成28年3月期	第 32 期 平成29年3月期	第 33 期 (当連結会計年度) 平成30年3月期
売 上 高 (千円)	2,483,771	1,868,613	2,429,965	1,789,350
経常損失 (△) (千円)	△352,081	△108,219	△31,525	△292,495
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△550,553	△165,630	70,075	△582,181
1株当たり当期 純利益又は当期 純損失 (△) (円・銭)	△308.37	△89.91	33.17	△215.07
総 資 産 (千円)	1,940,598	1,117,518	2,049,931	2,159,403
純 資 産 (千円)	172,765	1,211	852,092	261,758
1株当たり 純資産額 (円・銭)	90.53	0.66	257.08	28.49

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 30 期 平成27年3月期	第 31 期 平成28年3月期	第 32 期 平成29年3月期	第 33 期 (当事業年度) 平成30年3月期
売 上 高 (千円)	534,458	303,600	102,895	73,515
経常損失 (△) (千円)	△196,023	△166,864	△161,366	△272,704
当期純損失 (△) (千円)	△591,255	△169,928	△45,539	△470,914
1株当たり当期 純 損 失 (△) (円・銭)	△331.16	△92.23	△21.55	△173.97
総 資 産 (千円)	902,319	264,014	822,690	518,525
純 資 産 (千円)	210,034	34,181	614,111	107,178
1株当たり 純 資 産 額 (円・銭)	110.76	18.55	227.21	38.92

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な業務内容
株式会社省電舎	百万円 140	% 100	再生可能エネルギー設備導入における企画、設計、販売、施工及びコンサルティング業務
株式会社エール	15	100	再生エネルギー事業 省エネルギー事業
株式会社エールケンフォー	60	51	再生エネルギー事業 省エネルギー事業

(10) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

事 業 区 分	事 業 内 容
省エネルギー関連事業	省エネルギー事業及び導入機器の販売業務
再生可能エネルギー事業	再生可能エネルギー設備導入における企画、設計、販売、施工及びコンサルティング業務

(11) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

当 社	本 社：東京都港区 大阪オフィス：大阪府大阪市西区
株 式 会 社 省 電 舎	本 社：東京都港区
株 式 会 社 エ ー ル	本 社：東京都渋谷区
株式会社エールケンフォー	本 社：東京都港区

(12) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

	従 業 員 数	対前連結会計年度末比増減
省エネルギー関連事業	13名	5名増
再生可能エネルギー事業	8名	4名減
共 通	5名	—
合 計	26名	1名増

(13) 主な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	112,500千円

(注) 平成30年4月1日付で株式会社三菱東京UFJ銀行は、商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更致しました。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 10,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,752,173株 |
| (3) 株主数 | 2,560名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
中村健治	664,400株	24.1%
西島修	200,000株	7.3%
堀篤	100,000株	3.6%
山中夕典	100,000株	3.6%
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	63,360株	2.3%
日本証券金融株式会社	62,900株	2.3%
株式会社SBI証券	61,500株	2.2%
株式会社サイブリッジ	34,900株	1.3%
松井証券株式会社	33,100株	1.2%
Deutsche Bank AG London 610	27,640株	1.0%

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が事業年度の末日に保有している新株予約権等(平成30年3月31日現在)平成28年10月6日開催の取締役会決議による新株予約権

	取締役 (社外取締役を除く)
保有者数	1人
新株予約権の数	500個
目的である新株予約権の種類及び数	普通株式50,000株
新株予約権の払込金額	1個当たり発行価格140円
新株予約権の行使価額	1株当たり496円
新株予約権の行使期間	平成28年10月24日から平成30年10月23日まで
新株予約権の行使条件	本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

- (2) 当事業年度中において当社使用人等に対して交付した新株予約権の内容等該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項等該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状 況 (平成30年 3月31日現在)

① 取締役および監査役の状況

氏 名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
西 島 修	代表取締役社長	
中 村 健 治	取 締 役	
川 口 智 生	取 締 役	
太 鼓 地 英 史	取 締 役	
小 坂 岑 史	常 勤 監 査 役	
奈 良 洋	監 査 役	税理士
松 井 孝 夫	監 査 役	

- (注) 1. 監査役松井孝夫氏は、平成30年4月1日に逝去され、同日をもって監査役を退任しております。
2. 当社は平成30年6月27日開催の第33期定時株主総会において監査等委員会設置会社に移行しております。このため、上表の取締役、監査役は第33期定時株主総会終結の時をもって任期満了となっております。
3. 取締役太鼓地英史氏は、会社法施行規則第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役奈良洋氏および松井孝夫氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役奈良洋氏は税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役奈良洋氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	5名	13,759千円	
監 査 役	2名	7,800千円	うち社外監査役1名3,000千円
社 外 役 員	2名	1,800千円	
計	9名	23,359千円	

- (注) 1. 会社法第361条に基づく株主総会承認の報酬限度額 取締役年額 100,000千円
2. 会社法第387条に基づく株主総会承認の報酬限度額 監査役年額 30,000千円
(いずれの限度額も平成16年9月10日開催の臨時株主総会決議)

③ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の兼任の状況（他の法人等の業務執行者又は社外役員である場合）

氏名	兼任先および兼任内容	兼任先と当社との取引関係
太鼓地 英史	太鼓地会計事務所 代表	—
奈良 洋	奈良会計事務所株式会社 代表取締役 e-マネジメント株式会社 監査役 リアルパートナーズ株式会社 監査役 株式会社オフアーテック 監査役 株式会社小堀総合企画 監査役 社団法人日本フィットネス協会 監事 財団法人21世紀日本委員会 監事 株式会社エールケンフォー 監査役	—
松井 孝夫	日本アジア証券株式会社 顧問 いい生活株式会社 顧問	—

ロ. 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
太鼓地 英史	社外取締役	社外取締役就任後の取締役会12回のうち11回に出席し、適時適正な発言を行っております。
奈良 洋	社外監査役	当期開催の取締役会19回のうち15回に出席し、また、監査役会12回のうち12回に出席し、適時適正な発言を行っております。
松井 孝夫	社外監査役	当期開催の取締役会19回のうち11回に出席し、また、監査役会12回のうち8回に出席し、適時適正な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

アスカ監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたアスカ監査法人は平成30年5月18日付で当社との「監査及び四半期レビュー契約」を合意解除しております。当社は、当期(第33期)の監査を担当する会計監査人(一時会計監査人)として松沢公認会計士事務所 公認会計士 松澤博昭及び向山公認会計士事務所 公認会計士 向山光浩の両公認会計士を一時会計監査人に選任し、同公認会計士が就任いたしました。

なお、平成30年6月27日開催の当社第33期定時株主総会において、松澤博昭及び向山光浩の両公認会計士が当社の会計監査人として選任され、それぞれ就任しております。

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 48,500千円

当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 48,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の定めに基づき会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社は会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針であります。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は平成20年2月20日の取締役会において以下に記載の内部統制システム構築の基本方針を決議し、本基本方針に基づく体制の整備を行い、業務の適法性・有効性の確保並びにリスク管理に努め、関連法規の遵守を図って参ります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、決裁権限規程、企業理念、行動規範、取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。当社グループ全社を横断するコンプライアンス統括室を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、重要な意思決定が必要な事項については事前にその法令及び定款への適合性を調査・検討することにより役職員の職務の適合性を確保する体制となっております。

また、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築し、顧問弁護士に直接通報できるように運用しております。内部通報制度は匿名での通報を認めること、通報をした者が通報を理由に不利益な取り扱いを受けることが無いことをその内容に含んでおります。

- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役会規程、稟議規程、文書管理規定に基づき、適切な保存および管理（廃棄を含む）を行っております。また、取締役および監査役は保存された情報を閲覧することが可能な体制となっております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する市場環境、経済環境の変動等による財務リスク、法令・規程違反によるコンプライアンスリスクに対処する為、経営管理部は経営戦略会議、取締役会に随時報告し、未然にリスクを防止するよう努めるとともに、グループ各社の相互連携のもと、当社グループ全体のリスク管理を行います。

不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置して危機管理にあたり、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整えます。

④ 取締役の職務の執行が効率的になされることを確保するための体制

取締役会は、経営方針および重要な業務執行の意思決定および業務執行状況の監督を行っております。業務執行に関しては、経営環境の変化に迅速・的確に対応し、業務執行の有効性と経営の効率性を図るため、代表取締役および業務執行を担当する取締役等で構成される経営会議、経営戦略会議を設置し、原則毎月回開催することにより、取締役会付議事項の審議および取締役会が決定した経営に関する基本方針に基づく業務執行上・業務運営上の重要事項の審議・決定を行います。

また、当社グループ全体の協力の推進及び業務の整合性の確保と効率的な遂行管理を行います。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社子会社を当社の一部署と位置付け、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統および権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的、統括的に管理することとします。内部監査部門は、当社子会社を含めた当社グループ全体の内部監査を実施する体制としております。

⑥ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、原則月に一回開催される取締役会に出席し、また必要に応じて他の会議体に出席することにより、取締役および使用人から、重要事項の報告を受ける体制となっております。

また、取締役および使用人は、会社に重要な損失を与える事項が発生したとき、または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきと定めた事項が生じたときは、遅滞なく監査役に報告するものとします。

⑦ その他監査役は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の業務執行を含む経営の日常的活動の監査を行います。監査役は、取締役会等の重要な経営会議において、取締役および使用人等から営業の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等の閲覧や、内部監査担当部門や会計監査人からの報告等を通じて、業務執行状況の監査を実施します。

監査役は、代表取締役社長との定期的な会合を設けるとともに、内部監査担当部門および会計監査人と、定期的に情報交換を行うことにより、監査の実効性を確保するものとします。

また、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、その費用を負担します。

⑧ 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性・適正性を確保するために財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り財務報告の信頼性と適正性を確保します。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社および当社グループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為を行いません。また、反社会的勢力および団体からの介入を防止するため警察当局、暴力団追放運動推進センター、弁護士等と緊密な連携を確保します。また、自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、または暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行いません。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

当連結会計年度末の時点で、当社及び当社子会社は「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適正に整備され、運用されていたことを確認しております。主な運用状況は以下の通りであります。

① 取締役の職務執行について

当連結会計年度において当社は、社外取締役1名を含む4名の取締役で構成され、社外監査役2名を含む3名の監査役が出席する取締役会を19回開催し、業務に関する重要事項について決議するとともに、当社子会社に関する報告を受け、当社子会社の職務の執行を監督しております。また、取締役及び各本部の本部長出席の本部長会議において毎月1回開催し、重要事項について慎重に検討しております。

② 監査役の職務の執行について

監査役は取締役会に出席するほか、稟議書等の社内の重要文書を閲覧することにより当社及び当社子会社の監査の実効性を確保しております。また当連結会計年度においては、監査役会を12回開催し、各監査役間での意思疎通を図るとともに会計監査人及び内部監査担当部門との連携及び情報交換を行い、また、代表取締役及び取締役とのヒアリングの機会を設けること等により、効果的な監査役の職務執行に努めております。

③ コンプライアンス及びリスクの管理について

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を設置しております。また、内部通報運用規程に基づき顧問弁護士を通報窓口とするコンプライアンス通報窓口を設置しております。

- (3) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針該当事項はありません。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、その他の数値については単位未満を四捨五入しております。
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流動資産	1,455,679	流動負債	1,537,495
現金及び預金	280,098	買掛金	157,522
受取手形及び売掛金	269,973	短期借入金	189,399
仕掛品	1,295	1年内返済予定の長期借入金	43,440
原材料	13,658	未払金	252,311
未成工事支出金	833,084	前受金	684,683
前渡金	8,251	リース債務	7,070
その他	78,508	未払法人税等	13,747
貸倒引当金	△29,191	未払消費税等	9,582
固定資産	703,723	メンテナンス費用引当金	11
有形固定資産	432,157	課徴金引当金	150,000
建物	2,232	工事損失引当金	14,000
機械装置及び運搬具	379,605	その他	15,726
工具、器具及び備品	2,152	固定負債	360,148
土地	676	長期借入金	248,416
リース資産	47,490	リース債務	45,321
無形固定資産	88,714	繰延税金負債	66,411
のれん	88,634	負債合計	1,897,644
その他	80	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	182,851		千円
投資有価証券	111,061	株主資本	52,570
長期滞留債権	52,128	資本金	1,009,884
破産更生債権等	149,315	資本剰余金	1,107,863
長期貸付金	10,000	利益剰余金	△2,065,129
その他	116,027	自己株式	△47
貸倒引当金	△255,681	その他の包括利益累計額	25,915
資産合計	2,159,403	その他有価証券評価差額金	25,915
		新株予約権	70
		非支配株主持分	183,202
		純資産合計	261,758
		負債・純資産合計	2,159,403

連結損益計算書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		1,789,350
売上原価		1,556,144
売上総利益		233,206
販売費及び一般管理費		518,033
営業損失		284,827
営業外収益		
受取利息	175	
受取配当金	20	
その他	1,322	1,518
営業外費用		
支払利息	7,557	
その他	1,628	9,185
経常損失		292,495
特別利益		
固定資産売却益	2,128	
投資有価証券売却益	62,739	
受取和解金	8,500	73,367
特別損失		
貸倒引当金繰入額	50,681	
投資有価証券評価損	5,000	
過年度決算訂正費用	110,000	
課徴金引当金繰入額	150,000	315,681
税金等調整前当期純損失		534,808
法人税、住民税及び事業税	29,753	
法人税等調整額	△10,245	19,507
当期純損失		554,316
非支配株主に帰属する当期純利益		27,865
親会社株主に帰属する当期純損失		582,181

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
遡及処理前当期首残高	997,449	1,095,428	△1,321,568	△1	771,307
誤謬の訂正に係る 累積的影響額 (※)			△161,379		△161,379
遡及処理後当期首残高	997,449	1,095,428	△1,482,948	△1	609,927
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	12,435	12,435			24,870
親会社株主に帰属 する当期純損失			△582,181		△582,181
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)				△46	△46
当期変動額合計	12,435	12,435	△582,181	△46	△557,357
当期末残高	1,009,884	1,107,863	△2,065,129	△47	52,570

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計			
遡及処理前当期首残高	86,687	86,687	140	158,942	1,017,078
誤謬の訂正に係る 累積的影響額 (※)				△3,605	△164,985
遡及処理後当期首残高	86,687	86,687	140	155,337	852,092
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					24,870
親会社株主に帰属 する当期純損失					△582,181
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△60,772	△60,772	△70	27,865	△33,023
当期変動額合計	△60,772	△60,772	△70	27,865	△590,334
当期末残高	25,915	25,915	70	183,202	261,758

※ 当該誤謬の内容は、平成26年3月期（第29期）から平成29年3月期（第32期）までの過年度の決算訂正によるものであります。
なお、当該連結会計年度の期首における純資産額に対する影響額は、△161,379千円であります。

独立監査人の監査報告書

平成30年9月5日

株式会社 省電舎ホールディングス
取締役会 御中

松沢公認会計士事務所

公認会計士 松澤博昭 ㊞

向山公認会計士事務所

公認会計士 向山光浩 ㊞

私たちは、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社省電舎ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社省電舎ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、重要な営業損失284,827千円、経常損失292,495千円及び親会社株主に帰属する当期純損失582,181千円を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点で継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、平成30年6月13日開催の取締役会において、資金の借入300百万円について決議し、同日付で実行している。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	113,557	流 動 負 債	399,907
現金及び預金	72,702	買掛金	1,102
売掛金	5,011	短期借入金	112,500
原材料	5,417	未払金	126,043
立替金	16,926	未払費用	2,470
前渡金	482	未払法人税等	5,999
前払費用	5,505	課徴金引当金	150,000
関係会社貸付金	284,500	預り金	779
未収入金	5,432	前受収益	903
その他	11,057	メンテナンス費用引当金	11
貸倒引当金	△293,477	その他	95
固 定 資 産	404,967	固 定 負 債	11,439
有 形 固 定 資 産	4,356	繰延税金負債	11,439
建物	2,232	負 債 合 計	411,346
機械及び装置	330	純 資 産 の 部	
車両運搬具	142		千円
工具、器具及び備品	975	株 主 資 本	81,192
土地	676	資 本 金	1,009,884
無 形 固 定 資 産	80	資 本 剰 余 金	1,107,863
その他	80	資本準備金	817,064
投資その他の資産	400,530	その他資本剰余金	290,799
投資有価証券	81,061	利 益 剰 余 金	△2,036,507
関係会社株式	290,799	その他利益剰余金	△2,036,507
敷金及び保証金	28,797	繰越利益剰余金	△2,036,507
長期未収入金	44,030	自 己 株 式	△47
破産更生債権等	149,315	評価・換算差額等	25,915
その他	80	その他有価証券評価差額金	25,915
貸倒引当金	△193,553	新 株 予 約 権	70
資 産 合 計	518,525	純 資 産 合 計	107,178
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	518,525

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		73,515
売上原価		43,144
売上総利益		30,371
販売費及び一般管理費		
役員報酬	23,359	
給料及び手当	23,825	
法定福利費	5,826	
賃借料	22,485	
支払報酬	29,520	
減価償却費	625	
旅費及び交通費	1,904	
支払手数料	14,515	
貸倒引当金繰入額	167,618	
その他	26,442	316,126
営業損失		285,755
営業外収益		
受取利息	4,024	
受取配当金	20	
経営指導料	10,814	
その他	542	15,401
営業外費用		
支払利息	1,790	
投資事業組合運用損	559	
経常損失		272,704
特別利益		
投資有価証券売却益	62,739	62,739
特別損失		
過年度決算訂正費用	110,000	
課徴金引当金繰入額	150,000	260,000
税引前当期純損失		469,964
法人税、住民税及び事業税	950	950
当期純損失		470,914

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株 資 合 計	主 本 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
遡及処理前当期首残高	997,449	804,629	290,799	1,095,428	△1,439,536	△1,439,536	△1	653,339	
誤謬の訂正に係る 累積的影響額 (※)					△126,056	△126,056		△126,056	
遡及処理後当期首残高	997,449	804,629	290,799	1,095,428	△1,565,593	△1,565,593	△1	527,283	
当期変動額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	12,435	12,435		12,435				24,870	
当 期 純 損 失					△470,914	△470,914		△470,914	
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)							△46	△46	
当期変動額合計	12,435	12,435		12,435	△470,914	△470,914	△46	△446,090	
当期末残高	1,009,884	817,064	290,799	1,107,863	△2,036,507	△2,036,507	△47	81,192	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
遡及処理前当期首残高	86,687	86,687	140	740,167
誤謬の訂正に係る 累積的影響額 (※)				△126,056
遡及処理後当期首残高	86,687	86,687	140	614,111
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				24,870
当 期 純 損 失				△470,914
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△60,772	△60,772	△70	△60,888
当期変動額合計	△60,772	△60,772	△70	△506,932
当期末残高	25,915	25,915	70	107,178

※ 当該誤謬の内容は、平成26年3月期（第29期）から平成29年3月期（第32期）までの過年度の決算訂正によるものであります。

なお、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額は、△126,056千円であります。

独立監査人の監査報告書

平成30年9月5日

株式会社 省電舎ホールディングス
取締役会 御中

松沢公認会計士事務所

公認会計士 松澤博昭 ㊞

向山公認会計士事務所

公認会計士 向山光浩 ㊞

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社省電舎ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、重要な営業損失285,755千円、経常損失272,704千円及び当期純損失470,914千円を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点で継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、平成30年6月13日開催の取締役会において、資金の借入300百万円について決議し、同日付で実行している。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 公認会計士松澤博昭氏及び公認会計士向山光浩氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 公認会計士松澤博昭氏及び公認会計士向山光浩氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年9月5日

株式会社省電舎ホールディングス 監査等委員会

監査等委員 山田勝重 ㊟

監査等委員 原口稔 ㊟

監査等委員 佐塚卓 ㊟

※監査等委員山田勝重、原口稔及び佐塚卓は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都港区芝公園 2 丁目 5 番 20 号
 メルパルク東京 4 階 孔雀
 電話 03 (3433) 7210



- (交通) ●JR・モノレール
 浜松町駅(北口)より徒歩10分
 ●都営地下鉄三田線
 芝公園駅より徒歩5分
 ●都営地下鉄浅草線・大江戸線
 大門駅より徒歩7分